

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成29年6月12日付けで行った、法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

福祉事務所に求められる前より書類を提出し、自らの可能な限りにおいて、状況を明らかにすべく説明をつくした。不手際はあったが不実虚偽の意図は全くなかった。収入認定されることは理解しているが、法78条の適用は不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月22日	諮問
平成30年 2月21日	審議（第18回第1部会）
平成30年 3月 6日	閲覧等請求書收受
平成30年 3月16日	審議（第19回第1部会）
平成30年 3月20日	審査庁に閲覧等請求に係る意見照会
平成30年 4月 5日	審議（第20回第1部会）
平成30年 4月16日	審査庁から閲覧等請求に係る回答
平成30年 5月10日	審議（第21回第1部会）
平成30年 5月16日	閲覧等請求に係る一部開示決定
平成30年 6月14日	審議（第22回第1部会）
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において

行うものとする」とされている。

(2) 資料の提供等

法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用徴収額決定

ア 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 2 によれば、法 78 条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」等を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととされている。

る。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものとされている。

2 これを本件についてみると、以下の事実が認められる。まず、請求人は、担当職員から生活保護受給中の収入については申告の義務があるとの説明を受けた上、平成27年6月及び7月には収入申告書等の提出を催促する手紙が送付されていたものであり、平成27年国勢調査の調査員報酬の支払があった同年12月当時、当該報酬（収入）について福祉事務所に届け出なくてはならない義務があることを知っていたにもかかわらず、請求人は、福祉事務所長が課税調査により請求人の就労収入の事実を把握した平成28年12月まで、福祉事務所長に対して就労していた事実を秘匿し、収入について届出又は申告をしなかった。また、請求人は、平成27年国勢調査の調査員報酬以外にも、平成28年9月に平成28年経済センサス－活動調査の調査員報酬を得ていたが、当該事実も上記の福祉事務所長による調査の中で初めて発覚した。

上記の結果として、請求人は上記のとおり調査員報酬に係る届出をしなかったことにより、請求人は、平成27年12月分及び平成28年9月分の保護費として、就労収入額が控除されていない最低生活費の額を受給した。

かかる経緯によれば、請求人は、平成27年12月から平成28年9月までの間、就労収入について福祉事務所長に対し届け出なければならない義務があることを認識しながら、上記義務に反し、その届出をしなかったものであり、請求人が上記届出をしなかったことによって、請求人は、本来受給できる保護費の額を超える額の保

護費を受給したことが認められる。

そして、請求人は、法61条の規定により、収入について変動があったときは、福祉事務所に届出をしなければならないことを知っていたところ、担当職員が収入申告書等の提出を求めたにもかかわらず、これに応じなかったり、就労収入があるにもかかわらず、収入申告書にその旨を記載せず提出したり、また、預金通帳の写しを福祉事務所に提出したときも、収入のあった月の記帳をせずに提出しており、これらのことからすると消極的に事実を故意に隠ぺいしたものと認められる。そうすると、1・(4)・イ及びウのとおり、請求人は、法78条1項の「不正な手段」により保護を受けたものといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適切になされたものといえ、違法・不当なものということとはできない。

- 3 請求人は、福祉事務所に求められる前より書類を提出し、自らの可能な限りにおいて状況を明らかにすべく説明をつくした、不手際はあったが不実虚偽の意図は全くなかった、収入認定されることは理解しているが、法78条の適用は不服であると主張する（第3）。

しかしながら、請求人が、福祉事務所長による課税調査により請求人に就労収入があることが判明するまでの間、就労していた事実を秘匿し、収入について届出をしなかったことは明らかであるのだから、本件において、法78条1項を適用する要件を欠くことにはならない。

したがって、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)